

# 平成29年度予算の概要

## 生産局農業環境対策課

環境保全型農業直接支払交付金 . . . . .	1
オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業 . . . . .	3
GAP体制強化・供給拡大事業 . . . . .	5
国際水準GAP等取得拡大緊急支援事業（28補正） . . . . .	7
農地土壌炭素貯留等基礎調査事業 . . . . .	9
土壌汚染対策 . . . . .	11
東日本大震災からの復旧・復興対策（復興庁計上）※ . . . . .	13
※ 24年度補正予算で措置された基金事業を含む	
（参考：関連予算）	
産地ブランド発掘事業 . . . . .	17

平成28年12月

**農林水産省**

## 環境保全型農業直接支払交付金

【2, 410 (2, 410) 百万円】

### 対策のポイント

農業の有する多面的機能のうち自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

### <背景／課題>

- ・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」は、農業の有する自然環境の保全などの多面的機能が国民に多くの恵沢をもたらすものであり、その発揮の促進が図られなければならないとしています。
- ・また、「食料・農業・農村基本法」では、農業の持続的な発展は、農業の自然循環機能の維持増進により図られなければならないと規定しています。
- ・有機農業を含む環境保全型農業は、慣行農法と比較して、自然環境の保全や自然循環機能の維持増進により高い効果を有する農法であることから、意欲ある農業者による取組を支援する必要があります。

### 政策目標

- エコファーマー累積新規認定件数：32万件（平成31年度）
- 市町村における有機農業の推進体制の整備率：50%（平成30年度）

### <主な内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2, 310 (2, 310) 百万円  
農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：農業者の組織する団体等

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 100 (100) 百万円  
都道府県、市町村等が行う直接支払いの適正かつ円滑な実施を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体等

### (関連対策)

1. オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業のうち環境保全型農業連動型 99 (79) 百万円の内数  
環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者団体等が行う、農産物や農産加工品の産地販売力の強化に向けた取組を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：農業者の組織する団体等

2. 新品種・新技術活用型産地育成支援事業（産地ブランド発掘事業）のうち環境保全型農業連動型

352 (315) 百万円の内数  
環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者団体等が行う、農産物や農産加工品のブランド化に向けた取組を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：農業者の組織する団体等

[お問い合わせ先：生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)]

# 環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成29年度予算概算決定額 2,410(2,410)百万円】

環境保全型農業直接支払交付金  
2,310(2,310)百万円

農業の有する多面的機能のうち自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援対象活動】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い  
営農活動への支援

支援対象となる取組の例

カバークロップ



堆肥の施用



5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組

土壌中に炭素を貯留し  
地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い  
営農活動への支援

支援対象となる取組の例

有機農業



【化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組】

様々な生物を地域で育み  
生物多様性保全に貢献

※ 上記の取組（全国共通取組）のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【交付単価】

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

◆全国共通取組

対象取組	交付単価
カバークロップ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)

◆地域特認取組

交付単価:3,000~8,000円/10a

（取組内容や交付単価は、都道府県により異なる。）

【地域特認取組の例】

- ・IPM(※1)を実践する取組
- ・冬期湛水管理(※2)等

※1: 総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵(生物的防除)等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術

※2: 冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動(技術向上や理解促進に係る活動等)を実施

【環境保全型農業直接支払推進交付金】都道府県、市町村等による事業の推進を支援 100(100)百万円

【関連対策】環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者の組織する団体等が行う、農産物・農産加工品の販売力強化やブランド化の取組を支援<H29新設メニュー>

・オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業のうち環境保全型農業連動型 99(79)百万円の内数

・新品種・新技術活用型産地育成支援事業(産地ブランド発掘事業)のうち環境保全型農業連動型

352(315)百万円の内数

## オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業

【99（79）百万円】

### 対策のポイント

オーガニック・エコ農産物の国内シェアを拡大するため、生産者と実需者（スーパーマーケット、レストラン等）の連携を促進し円滑なビジネス環境を整えるとともに、新規就農・転換者の定着・拡大や地域の生産供給拠点を構築するための取組を支援します。

### <背景/課題>

- ・欧米や中国・韓国では、近年、有機食品の市場が急速に拡大しており、欧米で約3～4兆円に達しているのに対し、我が国は欧米より一桁小さい市場規模にとどまっています。
- ・我が国では、有機農業は気象要因から安定的な生産が難しく、「生産が点在、小口流通が中心」等の特徴から需要サイドは効率的・安定的な農産物の確保が難しいこと、環境保全型農業はコストや労力に見合う付加価値が付かない等の課題があります。
- ・一方、新規就農者の約3割が有機農業での就農を希望しており、また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会では「持続可能で環境に優しい食料の使用」が目標となるなど、オーガニック・エコ農業への注目が高まっています。
- ・こうした状況を踏まえ、我が国のオーガニック・エコ農産物の生産・市場拡大に向けて、生産と実需の結び付けによるビジネス展開の推進や、新規就農・転換者の定着・拡大を図ることにより、オーガニック・エコ農産物の安定供給体制の構築を進めていく必要があります。

### 政策目標

- 市町村における有機農業の推進体制の整備率：50%（平成30年度）
- エコファーマー累積新規認定件数：32万件（平成31年度）

### <主な内容>

#### 1. 全国推進事業

- (1) オーガニック・エコ農産物の生産・需要情報を一元化し、オンライン上で生産者と実需者（スーパーマーケット、レストラン等）を結び付けるポータルサイトを構築するとともに、ポータルサイトを利用する生産・実需の関係者に対し、付加価値の付け方や新たなビジネスを提案するコーディネーターの設置を支援します。
- (2) 有機JAS認定農産物の取扱促進のための講習会やシンポジウムの開催など、実需者や消費者向けのオーガニック・エコ農産物に関する理解増進のための活動を支援します。
- (3) オーガニック・エコ農業への就農・転換を促すための先進事例の調査・分析、研修会の開催など参入・定着の取組を支援します。
- (4) オーガニック・エコ農産物の流通拡大の阻害要因となっている物流に係る課題の解決を図るため、生産・流通・実需等の幅広い関係者が連携して実施するモデル実証プロジェクトの取組を支援します。

（補助率：定額）  
事業実施主体：民間団体等

#### 2. 地区推進事業

- (1) オーガニック・エコ農産物の生産供給拠点を構築に向け、地域におけるオーガニック・エコ農業に関する安定供給力、産地販売力及び産地育成力の強化に向けた取組を支援します。

（補助率：定額）  
事業実施主体：協議会

- (2) 環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者団体等が行う、農産物や農産加工品の産地販売力の強化に向けた取組を支援します。

（補助率：定額）  
事業実施主体：農業者の組織する団体等

[お問い合わせ先：生産局農業環境対策課（03-6744-0499）]

# オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業（拡充）

平成29年度概算決定額 99（79）百万円

オーガニック・エコ農産物の国内シェアを拡大するため、生産者と実需者（スーパーマーケット、レストラン等）の連携を促進し、円滑なビジネス環境を整えるとともに、新規就農・転換者の定着・拡大や地域の生産供給拠点を構築するための取組を支援します。

## 1. 全国推進事業

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

### (1) 生産・実需情報の共有基盤の構築・活用

- 生産・実需情報を一元化し、オンライン上で生産者と実需者を結び付けるポータルサイトの構築
- ポータルサイトを利用する生産・実需の関係者に対し、付加価値の付け方や新たなビジネスを提案するコーディネーターの設置

等



### (2) 生産・実需・消費の連携による価値共創・理解増進

- 生産者と実需者が実際に顔を合わせ、信頼の向上を図りつつマッチングを行うフェアの実施
- 生産者と消費者の交流会やシンポジウムの開催
- 実需者向けの有機JAS認定農産物の取扱促進のための講習会の開催

等



### (3) 新規就農・転換者の拡大

- オーガニック・エコ農業へ就農・転換を促すための先進事例の調査・分析や研修会の開催

等



### (4) 流通上の課題解決に向けたモデル実証プロジェクト

- 生産・流通・実需等の幅広い関係者がプロジェクトチームを形成し、オーガニック・エコ農産物の流通拡大の阻害要因となっている物流に係る課題の解決を図るためのモデル実証プロジェクトを実施



## 2. 地区推進事業

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

### (1) 生産供給拠点の構築

- ①安定供給力強化  
栽培技術の実証、栽培技術講習会の開催
- ②産地販売力強化  
オーガニック・エコ農産物のブランド化の取組、消費者・実需者等との現地交流会の開催
- ③産地育成力強化  
オーガニック・エコ農業への就農・転換希望者の現地説明会、有機JAS取得のための講習会開催

等



### (2) 環境保全型農業による農産物等の産地販売力の強化 【環境保全型農業連動型】

- 環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者団体等が行う上記②の取組

環境保全型農業直接支払交付金の取組



※(2)の事業実施主体は、環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者団体等に限る。

## GAP体制強化・供給拡大事業

【56（56）百万円】

### 対策のポイント

ガイドラインGAPの取組を産地において広く普及させる取組や、ガイドラインGAPの取組を認証する体制の整備を支援します。

### <背景／課題>

- ・農林水産省の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」は、国内農業の持続可能性の向上を主な目的として、我が国における食品安全、環境保全、労働安全に関する法令等を俯瞰し、農業生産活動において実践を奨励すべき取組を網羅的に明確化したものです。本ガイドラインに則したGAP（以下「ガイドラインGAP」という。）に取組む産地の割合は未だ2割程度と少ないことから、**ガイドラインGAPの取組を広く普及させることが必要**です。
- ・また、食の安全、環境保全等への関心の高まりを受けて、近年、国内の実需者、飲料メーカー等から、GAPの取組の信頼性を向上させることが求められるようになってきています。このため、**第三者がGAPの取組を認証する体制を整備する必要**があります。
- ・2020年オリパラ東京大会では、「持続可能で環境にやさしい食料を使用する」とともに「持続可能性のレガシーを残す」という方針が示されています。この方針に適切に対応するためにも、上記の取組を通じて我が国におけるGAPの水準を高めしておく必要があります。

### 政策目標

ガイドラインGAP導入産地割合の増大  
(23%（平成25年度）→70%（平成30年度）)

### <主な内容>

#### 1. ガイドラインGAPの普及推進

国内におけるGAPの取組レベルの底上げに向けて、ガイドラインGAPの取組を広く普及させるため、**生産者向け研修会の開催、産地における推進活動等に係る取組を支援**します。

補助率：1／2  
事業実施主体：農業協同組合、協議会等

#### 2. 認証体制整備支援

GAPの取組に対する信頼性向上に向けて、生産者及び取引先以外の第三者がGAPの取組を認証する仕組みを導入するため、**検討会の開催、人材育成に向けた研修会、第三者による確認・認証体制の実証等に係る取組を支援**します。

補助率：定額、1／2  
事業実施主体：都道府県、農業協同組合等

[お問い合わせ先：生産局農業環境対策課（03-6744-7188）]